

マンションの長寿命化等に向けた高経年マンションの実態に関する
調査事業の公示

令和3年2月19日

国土交通省住宅局長 和田 信貴

次のとおり、マンションストック長寿命化等モデル事業（調査事業）を実施する者の公募について公示します。

※本公募は、令和3年度予算によるものであり、令和3年度予算成立が事業実施の前提となります。

※本公募は、マンションストック長寿命化等モデル事業による計画や工事の提案の公募ではありません。

1. 事業概要

(1) 事業名 マンションの長寿命化等に向けた高経年マンションの実態に関する調査事業

(2) 事業目的

本事業は、全国各地における高経年マンションの分布や修繕状況を調査することにより、マンションの実態を把握し、マンションの長寿命化等に向けた課題について整理し、今後の取組について検討することを目的としている。

(3) 事業内容

- ① 登記データ等によるマンションの築年別分布状況の把握
- ② マンションの修繕状況や修繕の計画の策定状況等に関するアンケート調査等の実施
- ③ マンションの現地調査等による修繕の実態の把握
- ④ 修繕に課題のあるマンションを抽出・分類する手法の検討・実施
- ⑤ 修繕に課題のあるマンションに対して適切な修繕を促し、長寿命化等を効果的に進めるための方策の検討
- ⑥ マンション長寿命化等の指標の検討

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和3年4月上旬 ～ 令和4年3月15日

2. 補助事業対象者の要件

○形式審査

(1) 補助対象の事業者

民間事業者（事業遂行が可能である体制、事業実績を有していること。）

(2) 補助事業の内容

- ・ 1. (3) の支援の対象となる事業の要件を満たしていること。
- ・ 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。

○内容審査

(3) 補助対象事業者の要件

- ・ 1. (3) の事業を行い得る組織体制であること。
- ・ 事業主体が、補助事業の進行管理や補助金事務をはじめとする資金管理その他の事務を適切に執行できる体制を有していること。

(4) 補助事業の内容

- ・ マンションストックの長寿命化等の施策がより効果的かつ効率的に推進するための実態把握・検討が見込まれるもの。
- ・ 補助事業内容・主体や支援するマンションの実態調査に向けた手法や管理組合へのアプローチの仕方について合理性が高く、課題解決に対する効果や寄与度が高いと見込まれること。
- ・ 事業主体が、補助事業を実施し、当該地域における課題の解決だけに止まらず、全国的に当該実態調査・検討によるノウハウが水平展開されることにより、全国のマンションに共通する課題の解決や、その環境整備が図られるなど、管理組合や区分所有者等に対して有益な取組みと見込まれるもの。

※詳細は募集要領の選定基準を確認すること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室老朽化対策推進係

電話 03-5253-8111(内線39644) ファクシミリ 03-5253-1631

(2) 募集要領の交付期間、場所及び方法

- ①期間 令和3年2月19日（金）から令和3年3月22日（月）まで
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 募集要領の交付を希望する場合は、予め（1）の担当係まで事前に連絡を行い、手交、又は電子メールにより交付。

(3) 応募申請書の提出期限、場所及び方法

- ①期限 令和3年3月22日（月）18時00分まで
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 上記担当部局へ応募書類1部を持参又は郵送にて提出。ただし、押印を省略した場合に限り、電子メールでの提出も可とする。
※詳細は募集要領を確認すること。

4. 補助対象事業者の選定方法

募集期間内に応募があった事業主体の中から、国土交通省が決定し、応募者に通知し国土交通省のホームページにて公表する。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することができるものとする。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 応募申請書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された応募申請書は、当該申請者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 応募申請書に虚偽の記載を行った場合は、当該応募申請書を無効にするとともに、申請者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された応募申請書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がありますので、その旨予めご了承ください。
- (7) 詳細は募集要領による。